

第27回 大垣市景観遺産審議会

次 第

- ・日 時 平成30年7月6日（金）
15時00分から
- ・場 所 市役所東庁舎3階 大会議室

1. 開 会

2. 議 事

(1) 議事録署名者の指名

(2) 大垣市景観遺産及び大垣市景観自慢の指定について

①景観遺産・景観自慢の指定基準について

【資料2】

②景観遺産・景観自慢の候補物件について

【資料3】

(3) その他

今後のスケジュールについて

【資料4】

3. 閉会

配布資料一覧

- ・ 諮問書（写） 【資料1】
- ・ 大垣市景観遺産・景観自慢の指定基準について 【資料2】
- ・ 大垣市景観遺産・景観自慢候補物件一覧 【資料3】
- ・ 今後のスケジュールについて 【資料4】

30都 第107号
平成30年6月26日

大垣市景観遺産審議会会長 様

大垣市長 小川 敏



大垣市景観遺産及び大垣市景観自慢の指定について（諮問）

大垣市景観遺産及び大垣市景観自慢を指定するにあたり、次のとおり候補物件を選定したので、大垣市景観条例施行規則（平成21年規則第12号）第38条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

大垣市景観遺産・景観自慢の指定基準について

H28. 8. 31 審議会決定

1. 景観遺産・景観自慢の考え方

(1) 景観遺産

大垣市の近代化を支えた産業・文化等の近代遺産や、地域の歴史・文化の蓄積を感じさせる建造物などで、一定水準以上（原則基準点数以上で審議会委員の審議によるもの）の物件を景観遺産として指定する。

(2) 景観自慢

景観遺産の指定には至らないものの、地域住民に身近なものとして親しまれており、指定や顕彰によって景観まちづくりの機運が高まることや、保存や活用により景観遺産への移行が期待される建造物などで、一定水準以上（景観遺産の指定基準点数未満ではあるが、一定基準以上で審議会委員の審議によるもの）の物件を景観自慢として指定する。

2. 指定基準の考え方

(1) 意匠性・・・意匠的に優秀なもので、誰もが容易に見ることができるもの

- ・美しい、デザインが優れている、等と感じる景観を有しているもの
- ・公共空間から容易に見ることができ、立ち入ることができるもの

⇒見た目の良さを、主観的に評価

(2) 郷土性・・・地域のシンボリックな存在で地域住民に親しまれているもの

- ・地域の祭事や行事等に関するもの
- ・地域の伝承やいわれ等に関するもの
- ・地域の人々が共通の感情を共有できるもの

⇒地域性を考慮

(3) 表象性・・・地域の自然、歴史、生活、産業の特徴が顕著に現れたもの

- ・大垣の、自然・歴史・生活・産業の特徴＝大垣らしさ、を何らかの形で認めることができるもの

⇒大垣らしさを考慮

(4) 規範性・・・地域の良好な景観形成の規範となるもの

- ・地域の景観形成において有効なもの
- ・造形の規範が認められるもの
- ・他の基準が再現されているもの
- ・公的機関や著名な審査等により表彰されたことがあるもの
- ・新しい良好な景観を創りだしているもの

⇒これが他にたくさんあったら良いと思えること

(5) 親和性・・・広く人々に心地よさや潤い、なごみを感じさせるもの

- ・多数の人が訪れるところであること
- ・子供や高齢者から評価の高いもの
- ・ふるさと大垣の原風景として考えられるもの
- ・各種アンケートや統計等で評価の高いもの
- ・水やみどり等自然にあふれたもの
- ・生活や習慣等と一体となったもの

⇒落ち着く、癒されると感じられること

3. 選考基準

現地調査の委員評価により、①「指定候補物件」、②「除外候補物件」、③「保留物件」、④「それ以外の検討物件」に分類して、その分類ごとに選考する。

- (1) ◎と群Aを景観遺産として適当とみなし、◎、群Aが3つ以上あれば景観遺産として指定の方向で検討する。
- (2) 除外が3つ以上の物件については、除外の方向で検討する。
- (3) 保留が3つ以上の物件については、保留の理由を確認し検討する。
- (4) 上記(1)～(3)以外の物件について検討する。

該 当(◎) 景観遺産としてふさわしいと考えられる物件

遺産群A(群A) 景観遺産としてふさわしいと考えられるが、さらに群として取り扱うことにより、その価値が増す物件

遺産群B(群B) 単体では景観遺産として物足りないが、群として取り扱うことにより、景観遺産としてふさわしいと考えられる物件

除 外(×) 景観遺産としては除外することが適当と考えられる物件

保 留(△) 現地確認後、他物件との比較等により判断したい物件

4. 詳細基準

(1) 景観遺産

- ① ◎と群Aの合計が4つ以上 ⇒ 景観遺産に指定
- ② ◎と群Aの合計が3つ ⇒ 景観遺産に指定の方向で審議
- ③ ◎と群Aの合計が2つ ⇒ 単体、群の両面から審議
- ④ 群Bが3つ以上 ⇒ 群としての取り扱いを審議
- ⑤ 保留が3つ以上 ⇒ 保留の理由を確認のうえ審議
- ⑥ 除外が4つ以上 ⇒ 除外
- ⑦ 除外が3つ以上 ⇒ 除外の方向で審議
- ⑧ 上記①～⑦以外 ⇒ 内容を確認のうえ除外

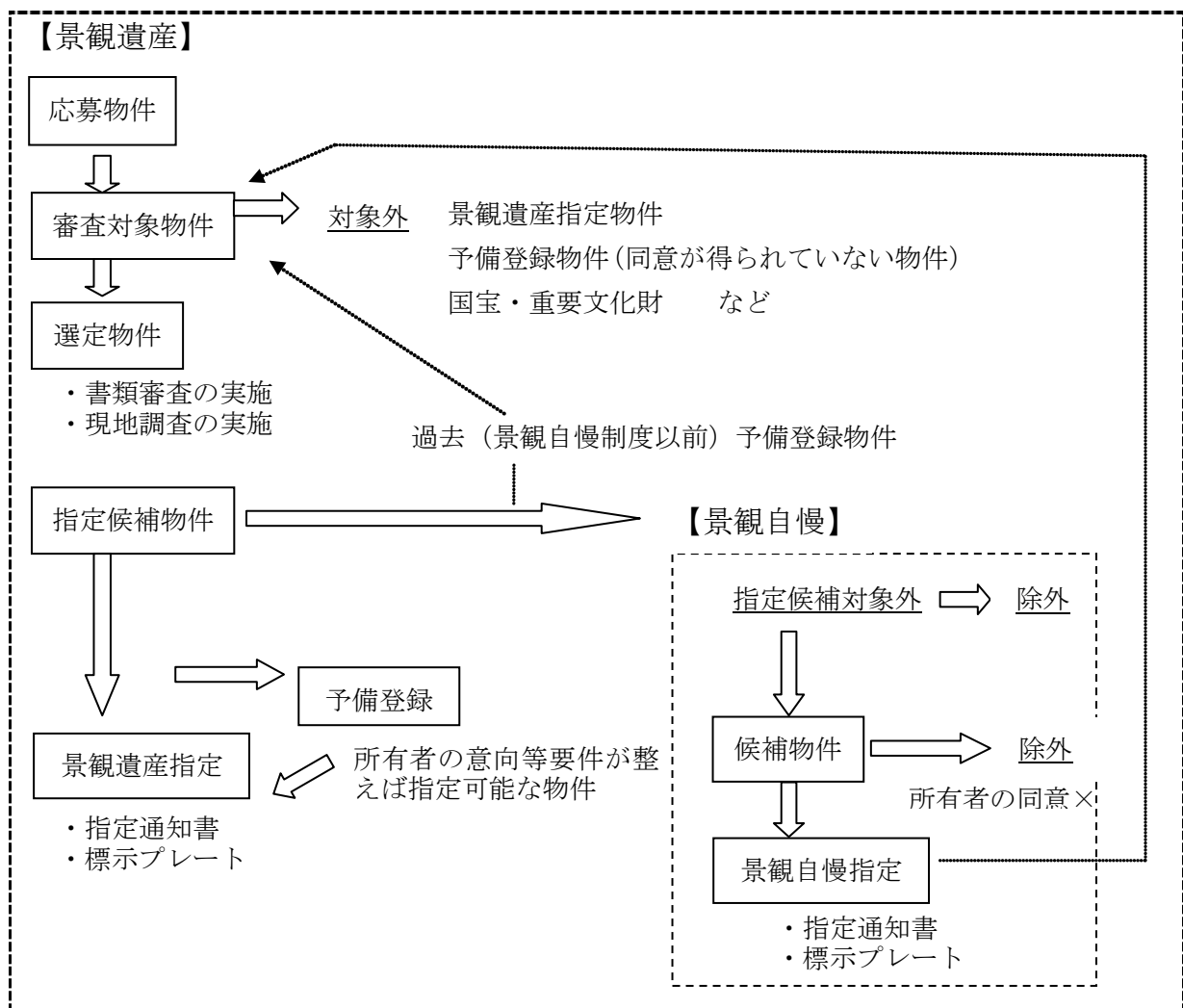
(2) 景観自慢

(1) の景観遺産に指定されなかった物件のうち

- ① ◎と群Aの合計が3つ以上 ⇒ 景観自慢に指定
- ② ◎と群Aの合計が2つ ⇒ 景観自慢に指定の方向で審議
- ③ 群Bが3つ以上 ⇒ 群としての取り扱いを審議
- ④ 保留が3つ以上 ⇒ 保留の理由を確認のうえ審議
- ⑤ 上記①～④以外 ⇒ 内容を確認のうえ審議

※景観自慢の選考においては、「郷土性（シンボリックな存在で地域住民に親しまれているもの）」を重視し、地域性（ローカルで限定的なものを含む。）や将来性（景観遺産への移行が期待されるもの）を考慮する。

5. 指定の流れ



今後のスケジュールについて

日程	内容等
7月6日(金)	【第27回 景観遺産審議会】
8月～9月	【現地調査の実施】 現地調査実施当日に意見交換、結果の取りまとめを実施
10月上旬～中旬	【第28回 景観遺産審議会】 現地調査の結果を報告 景観遺産、及び景観自慢指定候補物件の審議 市長への答申案の決定
10月下旬まで	(市長への答申、指定候補物件の同意取得)
11月中旬頃	【第29回 景観遺産審議会】 同意取得状況の報告、講評内容の確認等
平成31年1月頃	(景観遺産、景観自慢の指定及び公表) 告示、記者発表等